

[契約後 VE 特記仕様書]

1. 定義

「VE 提案」とは、静岡県建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2. VE 提案の意義及び範囲

- (1) 受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案。
 - ③入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3. VE 提案書の提出

- (1) 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書(様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権等を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項の VE 提案を契約の締結日より当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE 提案の審査

VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

5. VE 提案の採否等

- (1)発注者は、VE 提案の採否について、VE 提案の受領後 14 日以内に書面(様式-5)により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2)また、提出された VE 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3)発注者は、VE 提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。
- (4)発注者は、VE 提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第 24 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5)前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE 管理費」という)を削減しないものとする。
- (6)VE 提案が適正と認められた後、約款第 18 条の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7)発注者は、約款第 18 条の条件変更が生じた場合には、約款第 24 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、約款第 18 条の条件変更が生じた場合の前記(5)の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6. VE 提案の保護

VE 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

7. 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(別 紙)

本工事については、静岡県建設工事請負契約約款第19条の次に以下の1条を加える。

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められる時は設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

様式－2

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書の定める内容と VE 提案の内容の対比	
【現状】……略図等	【改善案】……略図等

(2) 提案理由

(3) VE 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－４

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む **VE** 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) **VE** 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

VE提案採否通知書

(受注者)

様

(発注者)

長

契約後VE特記仕様書3(1)に基づき、 年 月 日付けで提出されたVE提案
に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事名： 年度 工事場所： 市 地内 契約締結日： 年 月 日		VE提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：		件 件 件
VE提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項
1		採・否		
2		採・否		

採否に関する問い合わせ先及び担当課

静岡県交通基盤部

電話

課 電話

土木事務所

課 電話